

Espace des Femmes

女性空間

22

特集 「メディア情報と女性」

日仏女性資料センター
(日仏女性研究会)

『女性空間』22号 編集委員

加藤康子 久保雅子

佐藤浩子 支倉寿子

カット：マース・ヒロ子

編集後記

現代の情報過多ともいわれる社会において、メディアの担う役割と影響力はますます大きくなっていくように思われます。今回はこの「メディアと女性」というテーマに沿って、さまざまな時代の女性とメディアとのかわりを取り上げました。

特集テーマを決めた時には原稿が集まるかどうか心配していましたが、執筆者の方々がみな快く引き受けてくださり順調に編集作業ができたことに改めて感謝いたします。それぞれの専門分野において興味深い考察がなされ、読み応えのある一冊になったと自負しております。今後ともご協力お願いいたします。

(編集委員一同)

『女性空間』第22号

2005年6月発行

頒価 (送料別) 1500円 (会員頒価 1000円)

編集・発行 日仏女性資料センター (日仏女性研究会)

Centre de Documentation Franco-Japonais sur les Femmes
(Société Franco-Japonaise des Etudes sur les Femmes)
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-9-25 日仏会館内
TEL/FAX (事務局代表・中嶋公子方) : 03-3538-6302
昌美印刷株式会社 東京都足立区綾瀬 2-26-7

印刷所

郵便振替 00150-8-101449 「日仏女性資料センター」

HP <http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Library/5526/index.htm>

*Reproduction interdite 転載ご希望の方はご連絡ください

La gérante (女性発行主管者) の誕生 — 1881年プレス法による女性差別撤廃 —

山口 順子

1. メディアを経営管理する女性像

定期刊行物がフェミニズムの進展に大きく関わってきたことは、ここで改めて述べるものではないが、例えばアンジュ大学のフェミニズム史料サイトが掲載する19世紀と20世紀の427タイトルの女性とフェミニズムプレス¹を概観するとき、歴史を動かしてきた原動力を感せずにはいられない。19世紀に活性化されたこれらの印刷媒体を経て、20世紀後半とりわけ1980年代以降情報技術を介在したデジタルネットワークのめざましい発展のなかで、フランスのフェミニズムは柔軟にしたたかにその変化の波を乗り換えているように思える。

これらのリストを初号に掲げたベネローア (*Les Pénélopes*) は、1979年から85年まで13号発行されたが、近年は電子版²で多言語化を図り、東ヨーロッパ及び第三世界との女性連帯を掲げながら、とりわけジェンダーとデジタルメディアの問題の監視を、世界社会フォーラム³と連動して活動している。こうしたWEBに先駆けた経験としては Elletel を挙げることができる。これは、女性通信社 A.F.I. (L'Agence Femmes Information) が、ミッテラン政権の国家プロジェクトとして行われたビデオテックス形式の Tellelet⁴ に1984年に参加し構築

1 <http://bn.univ-angers.fr/ARCHFEM/guide/presse.htm> [8 mars 2005] タイトル数は2004年11月現在。

2 <http://www.penelopes.org/xhome.php3> [2 mars 2005] 記事提供者を各国から募り、仏西英と3ヶ国語の無料メールマガジンの配信はほぼ月に1度と、インタラクティブな活動をしている。

3 新自由主義経済やあらゆる形態の帝国主義と対抗する、反グローバル化の NGO フォーラム。2001年1月ブラジルのポルトラングで始まり、世界経済フォーラム (通称、ダボス会議) と同時開催期に行われるのが通例。世界中から10万人以上の NGO や市民を集める。

4 電話回線によるテキストと静止画像をベースとしたの双方方向システムでフランステレビコムが全世界に小規模端末 Minitel を配布し利用課金方式で普及させた。これを主導した情報技術者は Marie MARCHAND という女性だった。(Marie MARCHAND (sous la direction de Hubert CURUEN), *La Grande Aventure du Minitel*, Librairie Larousse, 1987) 日本では NTT によるキヤラテックスシステムがこれにあたる。東西冷戦の終結が米国防総省の情報技術

した、女性の権利情報や中絶を含む健康、育児や生活情報、フェミニズムを始めとする市民活動の情報ネットワークだった。⁵ そうした情報環境から、ベネローア創設者の一人ジョエルミエリ (Joëlle PALMIERI) が、1985年からグラフアイツクアートと情報メディア開発に携わり、1995年からは企業経営者兼マルチメディア作家として活動している。⁶

また、1973年にフランスのみならず欧州大陸で最初に設立された女性出版社 デ・フラム (Edition Des femmes) では、フーケ (Antoinette FOUQUE) がフェミニズムの特化したテーマをもとにしたシリーズ出版を継続して400タイトル以上を発行してきた。必ずしも営利追求ではない共同運営体として経営されることの多い女性書店のなかで、デ・フラムは出版企業としても成功を収め、近年、発行作品のデータベース化とサイト運営に移行している。⁷

こうした根源にあるのは、独立したメディアを管理し、市民社会を支えている主体的な女性の活動であって、大企業体としてのメディアに従属し権力構造のなかで操られ、商品価値として扱われている女性像でもなく、あるいはメディアから一方的に垂れ流される情報の消費者という女性像でもない。

そのような女性の活動を可能にし、大きな前進へと導いた根源には何があるのか。本稿は、19世紀の印刷メディアの発達とともに規制と自由化の間を揺れつづけたプレス法が、1881年に女性差別条項を撤廃するその前夜に起源を探る。

研究ネットワーク ARPA ネットを民間開放に向かわせ、インターネットが普及の途につくとビデオテックス形式はとって代わられたが、フランスでは近年までシステムの利用が続いていた。2001年当時で Minitel 対 Internet の利用割合は約 2:1、Minitel の普及台数は推定 800万台という。(http://www.hotwired.go.jp/news/print/20010420306.html [24 sep. 2004])

5 なお、Elletel は終了したと同様のコンテンツを女性の権利省の広報機関 CNIDE が提供している。(MARCHAND, op.cit., p.142 et Chantal ROGERAT, *The case of Elletel, Media, Culture and Society*, Vol.14, 1992, pp.73-88)

6 Maëri PURICIELLI, *Gender Gap nelle nuove tecnologie in Francia: Intervista a Joëlle Palmieri*, *Altre Voci*, gennaio, 1998, nel sito di MeDea: <http://www.provincia.venezia.it/medea/maeri/palmieri.htm>. MeDea はベネローアを拠点とする伊仏の女性による1996年からのWEBサイトで、女性雑誌 INFO@Permi を主宰する。

7 <http://www.desfemmes.fr/> なお、2004年30周年記念誌を発行したが筆者は未見。欧州大陸ではコーポラティブな女性書店がほとんどだが、デ・フラムと英国の Virago Press (1973年設立) や The Women's Press (1978年設立) が企業体をもったという。(Piera CODIGNOTTO e Francesca MOCCAGATTA, *Editoria femminista in Italia*, Associazione Italiana Biblioteche, 1997, cit. n.10, p.12)

2. 出版メディアの産業化と Le gérant (定期刊行物発行者) の要請
フランス人権宣言は、表現の自由を能動的市民に限定した保障条項とし、そこから女性は排除された。⁸ 能動的市民による敵対的で煽情的なメディアをいかにコントロールするか、その課題は革命期に解決をみないまま、検閲の強化、発禁と嚴罰のなかで出版警察が確立し人権宣言の条項は空文化していった。⁹ 第一帝政期を経て男女とも国民を対象とした意見発表の自由は、1830年憲章8条により宣言されたものの、それは建前にすぎなかった。1819年6月9日法によって届出制と保証金制度が政治的定期刊行物の自由化を進めたが、事前検閲の廃止と引き換えに言論の自由を手にしたのは、高額な保証金、つまり出版犯罪の罰金を前納する供託金を支払う能力を有する資本家だけであり、結果として言論の多様性を阻害していくこととなった。

1828年7月18日法は、保証金の有無によって政治的と非政治的定期刊行物とに二分して、前者には保証金の4分の1を支払う能力をもち、定期刊行物の経営管理に責任をもつ Le gérant (発行者) を指定した。Le gérant には、民法980条の規定をひいて成人男子、公民権を剥奪されないことを条件付けた。つまり能動的市民のうち政治的刊行物を定期的に発行し継続して企業経営を可能とするジェンダーが男性と限定されたことになる。¹⁰

法の背景には、都市産業として自立する新聞雑誌発行業、特に日刊紙の発達が深く関わっていた。19世紀初頭、英国における高速輪転機の開発に促されて、発行者数能力は急速に上がり、製紙、印刷、流通といった関連業界で多くの雇用が見込める「産業」そして「公的秩序」(l'ordre public) の法的分析軸が journal に生ずるようになった。¹¹ 1828年法は、保証金対象となる政治的定期刊行物の

8 辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性』創文社、1992年、pp.123-154。

9 フランス法の変遷については、山本桂一『フランスにおける表現の自由(1) — フランスの基本的権利および自由の法的考察』、『国家学会雑誌』70巻11・12号、1957年及び Claude BELLANGER et al., *Histoire Générale de la Presse Française*, Tome 2 et 3, PUF, 1969。このほか DUV., *Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat* を適宜参照。

10 この規定は、文言を変えながらも1881年まで継続した。(BELLANGER et al., p.399)

11 M. CHASSAN, *Traité des Délits et Contraventions de la Parole, de l'écriture et de la Presse*, 2e édition, 1846, tome 1, pp.562-573. CHASSANは、発行者への出版刑事責任の追及が刑法の自己責任原則に反するものだという批判に対して、発行者の責任は立法上の

発行組織を民法典の民事組合 (société civile) ではなく商法典による商事会社に限定している。¹² このことにより、フランス法は一部産業法の側面を帯びることとなった。能動的市民が手にする言論の自由を毀損することなく、複雑な産業規制の網をできるだけ緩やかにし、新興産業として保護しつつ、発行者の企業経営と編集責任によって公的秩序を担保する、それが1828年法の自由化施策のねらいだったと考えられる。

こうして単純な民主主義の相形を脱して、複雑で大規模な政治的論壇が形成される過程において、女性は政治的言論の生産管理責任者となることから排除され、女性が発行できる定期刊行物は学術雑誌、文芸雑誌、モード雑誌、単なる商況通信などに限定されてしまった。既婚女性には経済活動の自由がなく、夫の承諾なしには société の経営権をもつことはできなかった。だが、文学や身体表現としてのモード、女性教育の啓蒙といったジャンルから、自由と平等の権利獲得の主張を展開していったのである。

保証金制度を含めたフランスの規制が二月革命後に一時廃止されると、メディアの熱狂とともに、ニボワイエ (Eugénie NIBOYET) による『女性たちの声』(La Voix des Femmes, 1848.3.19-6.20) が発行される。日刊化の宣言もしたというが、実際の発行号数は全46号であり、ニボワイエは経済的な困難を背負った。¹³ しかし彼女はまきれもなく、La gérante の前衛だったのである。

3. 新聞雑誌売却業者としての女性たち

二月革命後、六月事件を経て1848年8月以降保証金と印紙税が復活した。ナ

豫制にすぎないものであり、この責任下での内的規制によって、個人の基本権としての言論の自由を公権力に服従させることなく、社会全般の客観的自由を担保し得るものと説明しようとしているようだ。この公的秩序を伴う journal という概念が産業化とともに浮上した歴史的経過を追究することは、今日のポルノグラフィや暴力表現規制の問題、さらに憲法改正案とも連なる重要性を帯びており、別稿をたてる用意をしている。

12 1828年法当時では、合名会社、合資会社、匿名会社、株式会社の四つである。(DUV., 1828, pp.224-225) なお、新聞雑誌や書籍の印刷と公刊を目的とする営利組織が行う行為は、著者と発行者の間の関係のあり方あるいは広告掲載など、それぞれ局面において民事的行為か商事の行為か見解は複雑に分かれているという。(山本桂一『フランス企業法序説』、東京大学出版会、1969年、pp.36-37)

13 L. フロレーン著、加藤節子、杉村和子訳『黎明期のフェミニズム — フランスの女性ジャーナリスト(1830-1850)』、人文書院、1981。加藤節子『1848年の女性群像』、法政大学出版局、1995。号数は BELLANGER et al., tome 2, p.212 も参照。

ポレオン3世のもとで、再びプレスへの抑圧を強めたのは、1857年2月13日のデクレであった。その後、1868年法自由化の兆しがあったが、パリコミューン後の第三共和政初期、テイエール内閣、そしてマクマロン内閣と続く王党派保守的政権展開のなかで、間接的な言論抑圧が企図された。それは、流通機構を末端で支える新聞売捌業者の免許条件を強化することで街頭一枚売りの零細業者を選別するというものだった。¹⁴

実態として公道上で新聞雑誌を売捌く女性や未成年者は、まとまった事前予約購読料を払えない都市貧困層、つまり共和派刊行物の読者を顧客としていた。保守系刊行物は、資本家や固定給与を受けられる雇用者による、安定した定期購読を基盤としていた。新聞雑誌の街頭売りは、国内外の戦乱や経済変動などに激しく翻弄され、主たる生計維持者を失い寄る辺をなくした都市生活者たちが、日稼ぎで現金収入を得られる格好の職業であったと推定される。新聞の東を小脇にかかえ、街頭に立つ女性や子供のイメージは絵入新聞の挿絵にも登場している。¹⁵ この零細業者の壊滅策が保守政権の新たな選挙戦略として立ち現れたのである。

1878年3月10日法第1条は売捌業の開業申請者としてフランス人であり、市民権又は政治的権利を剥奪されていないことを条件つけた。続く1880年6月17日法の審議のなかでは、元老院において数多くの女性がパリの市中で新聞雑誌を売捌くようすが紹介され、職業の自由のため最低限の条件付けへと法案は修正された。(DUV, 1880, p.393)

法改正論議の最中に1879年7月11日に出された破毀院判決¹⁶は、女性が新聞売捌業者となる道を確保した。窃盗の前科2犯の犯歴をもつある寡婦は、新聞雑誌売捌業の事前許可申請を提出したが記載虚偽のため起訴された。判決はこ

14 BELLANGER et al., 1972, Tome 3, pp.153-155.

15 L'Ambulance de la presse [Le Monde illustré, le 29 dec.1870] (BELLANGER et al., Tome 3, planche XXII) なお、同時期の日本の新聞売り子は1872年『東京日日新聞』の発刊後これを題材に河竹黙阿弥が劇化すると、重い飛脚箱のような新聞入れを担ぐ、俵気のある男のイメージとして錦絵や着色写真に登場しはじめた。1896年の東京雑誌売捌営業者組合の名簿には女性名も見られる。(拙稿、1985、「明治前期における新聞雑誌売捌状況」、『出版研究』16号)

16 SIREY, Recueil général des Lois et des Arrêts Année 1879, 1er Partie, « Jurisprudence de la Cour de Cassation », pp. 434-435.

れを却下し、公民権剥奪と同等の重罪判決を受けていないものであれば男女とも申請可能と判示した。公民権を有しない女性は剥奪される権利がないのだから、剥奪されていないという申請自体が虚偽に等しい。また公民権を欲する行為が罪に問われる場合さえある。公民権が剥奪されていないことの証明を要求する理由は新聞売捌業として適切な秩序維持能力の確認にあるのだから、公民権剥奪と同程度の罪犯がないことの証明で足りる。¹⁷ この判決を反映した1880年6月17日法は新聞雑誌売捌業の開業届事項に「市民的及び政治的権利の剥奪に関連した有罪判決を受けていないこと」(第1条)としてとりわけ重い罪状にあたる場合のみに限定したのである。(DUV, ibid.)

この寡婦によって砂粒のような同業女性の生業は救われた。新聞雑誌の流通機構の末端、特に共和派の言論流布において周縁的だが不可欠な存在となっていた彼女たちは、新聞雑誌の売上ですれを買ったことはできずとも、また完全な識字能力をもっていなかったとしても、街頭で題号を声高に叫びつつ、あるいは売残りのなかで目にする見出しに触発されたこともあったと思う。実は最も新聞雑誌に身近に触れることのできる女性たちだったのである。この砂粒たちの学びは不可視だが、やがて女性参政権運動の砂嵐を巻き起こす元素の一つだったのでないだろうか。

4. La géante (女性発行主管者) の誕生

政権交替のたびに、自由と抑圧の矛盾を抱え込みながら複雑に変化を遂げてきたプレス法は、第三共和政にいたるまでに42の法、政令、通達にわたっていた。これを廃止する提案をしたのは、離婚法に名を残したナケ (Alfred NAQUET) であった。1876年のこの提案以降、4年後に国民議会におけるリスボン (Eugène LISBONNE) による委員会報告と議論を経て、1881年2月ようやく元老院へと法案は送致され、緊急動議とともに7月審議が開始された。(DUV, 1881, pp. 290-291) 元老院審議過程でのペルタン (Eugène PELLETAN) の委員会報告¹⁸は7月18日に行われたが、このなかで彼は条文第6条における男女平等の含意を強調した。

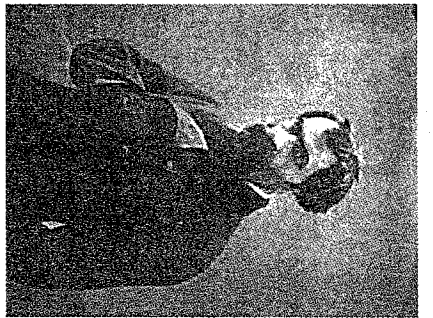
17 SIREY, ibid.

18 Journal Officiel Documents Parlementaires: Sénat, 1881, 5 juillet, n.334, pp. 461-471.

Eugène PELLETAN (1813-1884)

ナタール(NADAR, 本名Gaspard-Félix Tournachon)が1855-59年頃に撮影。Salted paper print from glass negative (23.5 x 17.6 cm)

http://www.metmuseum.org より検索転載
Copyright 2000-2005 The Metropolitan
Museum of Art



条文6条は

Art. 6 — Tout journal ou écrit périodique aura un gérant. Le gérant devra être Français majeur, avoir la jouissance de ses droits civils, et n'être privé de ses droits civiques par aucune condamnation judiciaire.

(第6条—全ての定期刊行物は発行主管者を置かなければならない。発行主管者は成人フランス人であり、民権を有し、司法の有罪判決によって市民権を剥奪されていないものとする。)

と、文面上は男性のみと規定していた過去のと変わりは無かった。そこでペルタンは条文上では不可視の女性の存在を引き出し、発行主幹者の地位を女性も享受して *La gérante* と成りうることを言明したのである。ペルタンの報告はその理由を明らかにしていなかった。

1877年に行ったフリーメーカーソンの演説ではフェミニズムに否定的な見解をみせたペルタン¹⁹がこの強調を行ったことに、前年の破毀院判決が直接影響していることは疑いを得ない。さらに、報告の基調には明確な普通選挙制度の完全履行のための多様な言説の創出の主張があることをみたと、この強調的発言を受け止めると、彼は女性参政権運動の擁護としてこれを発したものと考えられる。1878年のパリ万国博覧会とともに開催された国際女性の権利会議並びにこれを脱したオーケレール (Hubertine AUCLERT) が同会議後『女性の政

19 ジヤン・ラポー著、加藤康子訳『フェミニズムの歴史』新評論、1987、pp.224-225。

治的権利—国際女性会議の議題とならざる問題』を抗議的に刊行したこと²⁰なども影響しているとみてよいだろう。²¹

保証金制度や印紙税の完全撤廃を掲げ、定期刊行物については届出制と納本義務のみとなった1881年フランス法の運用について、同年11月9日の法相の通達破毀院判決を引き女性も発行主管者になれることを明記した。(DUV. 1881, pp.313-314)

こうして、*La gérante* は誕生可能となった。フランス法案の国民議会議決直後、1881年3月にオーケレールが *La Citoyenne* (1881-1891、旬刊) を発刊した。続いて *La Tribune des femmes* (1881、週刊) *Le Journal des Femmes* (1891-1911、月刊) *La Revue Féministe* (1895-1889、月刊) *La Femme de l'Avenir* (1897-1901、旬刊)、そして1897年女性による初めての日刊紙 *La Fronde* (1897-1903、1903-1905、1914、1926-1928、日刊→月間→日刊に準ずる)²² がデュラン (Marguerite DURAN) によって刊行され、*La gérante* は成長した。*La Fronde* には、一般の日刊紙 *Le Cri du Peuple* で編集長を務めた経験をもつレミ (Caroline REMY) も参加した。²³

5. むすび

1881年フランス法は、女性が主体的に定期刊行物を経営管理し、政治言論の生産者となる時代を開いた。それからフランスの女性が参政権を得るまでの半世紀以上の期間として今日に至るまでに、砂粒たちの地層は女性とフェミニズムフランスのリストを現出させた。

1883年、1881年フランス法の2年後に布告された明治政府の改正新聞紙条例は、発行人及び編集人を成人男子とし、保証金制度を制定した。条例改正の元老院

20 ラポー、同前、p.227。

21 ペルタンの *La mère* という著作が女性参政権要求を掲げる (Theodore HAMILTON, *Women's Problem in Europe*, New York: Source Book Press, 1884, reprinted in 1970, p.246, <http://www.pinn.net/~sunshine/booksum/stanton4.html> [mar. 3. 2005])とこのことだが未確認。

22 以上 Evelyne SULLEROT, *La Presse Feminine*, Armand Colin, 1963 及び前掲フアンジェ大学のリスト参照。 *La Fronde* の頻度については杉村和子、志賀亮一監訳『女の歴史IV』十九世紀2、藤原書店、1996、p.776も参考にした。

23 ラポー、前掲書。

会議筆記中の発言にはこのフランスのプレス法に言及するものはない。²⁴しかし明治政府は仏法の内容を知り得る状況にあった。²⁵ 1887年には編集人となる道が日本女性にも開かれ、1899年から成人女性も発行人、編集人及び印刷人と成りえた。しかし、保証金制度は存続し、事前検閲と思想弾圧は強まり、やがて世界的傾向とともに翼賛化する言論機関²⁶において、女性が経営者となるにはほど遠かった。内務省図書局による出版警察資料では、1920年から女性解放や女性参政権獲得に向けた研究及び主張が顕著となるものの、比較的高級とされる『婦人公論』『婦人之友』『女性』も一般対象の『婦人世界』『主婦之友』もともに思想政治問題が極めて少なく、共通して家庭の実用記事や興味本位に性欲を満たすレベルに墮落していると分析している。また1927年の処分理由はほとんど風俗擾乱であり、その1929年には『婦人世界』の禁止が他誌に及んで一度に「清浄化」した傾向を指摘している。²⁷ こうした定期刊行物の羊のような読者であり続けたことが、日本において女性が経営する定期的な言論メディアの歴史的蓄積を極めて薄くしている一原因なのである。²⁸

24 奥平康弘『日本出版警察法制の歴史的研究序説』、『法律時報』第39巻11号、1967年、p.101及び註5)

25 著作権者が『私常用用法』(原本は、A.ROGER et A.SOREL, *Codes et lois usuels*)を翻訳し司法省蔵版として刊行し始めるのが1880年であり、刊行第2集として1881年11月の法相通達までを含む『印書』の項目ができるのは1886年のことであった。(『日本立法資料全集』別巻309、信山社、2004年)

26 1934年当時、米國コロロンビア大学総長の報告によれば、出版の自由の破壊が世界的凶兆にあるとの見解とともに、フランスではパリの新聞雑誌が政府又は財閥、特に武器製造者の勢力支配下にあるとしている。(「ザ・リテラリー・ダイジェスト」誌所載記事による『出版警察報』69号、1934年)

27 『出版警察関係資料集成』(不二出版)所収の「最近出版物の傾向」「出版傾向及び其ノ取締状況」等参照。

28 歴史的蓄積を薄くしている遠因の実証は容易ではないが、国連女性の十年以降、日本の全国各地に官立民営の女性センターがいわゆる箱もの行政によって生まれ、各種女性情報メディアの発行提供機関として一市一館のごとく林立してきた状況は一考に価する。今日小さな行政の嗜好のなかで展開されている指定管理者制度の下で謙しく試みつつあるのは、その運営管理責任能力である。フランスメディア退職女性やフェミニスト、ジェンダー研究者の就職先として機能してきた官立民営の女性センターあるいは男女共同参画センターは、日本社会の性差別解消のための税投資によるメディア機関なのであり、その経営効率や事業評価に客観性を問うことは、自治体経営論の範疇に預ければよいというものではない。指定管理者制度は競争原理に基づき経営効率化を意図するものだが、日本のフェミニズムが不羈独立して市民社会を構築しようとするのか、それとも官の植民地に寄生し、官報を発して擬勢するか、岐路をみる重要な研究課題であることを指摘しておきたい。

世界中でジェンダーによるメディアの占有と多様化の阻止は顕在し、そのなかで女性は可視的だが脆弱な存在である。²⁹ なお自由と平等への戦いを情報技術を武器に、あるいは連帯への手段にして進むベネローアのバルミエリは、この状況を改善するには、フリーソフトウェアのオーブンを互恵的、また参加的な哲学から生まれる柔軟な開発力と、なによりも安全性と安価であることと結託し、印刷、ラジオ、テレビなどの伝統的なメディアよりも迅速に問題解決にアプローチする戦略と行動をとるべきだ、と主張している。³⁰

このことを知るの蝟蝨に蓄積するだけの時代は終わっている。そのことを21世紀の初頭にいる私たちは自覚すべきだろう。

【Résumé】

La naissance de la gérante avec la loi du 29 juillet 1881

Junko YAMAGUCHI

Grâce au développement remarquable de l'informatique depuis 80 ans, l'activité du féminisme français sur l'internet a acquis la possibilité de gérer un site indépendant dans cette société informatisée. Cet essai part à la recherche de l'origine de cette acquisition : le moment de la naissance de la gérante par la loi 1881 sur la liberté de la presse.

29 Margaret GALLAGHER, *Lipsrick Imperialism and the New World Order: Women and Media at the Close of the Twentieth Century*, 1995, <http://www.un.org/documents/eocosoc/cn8/1996/media/gallagh.htm> [Feb. 7, 2005].
30 Joëlle PALMIERI, "Liver : Loi de Genre", *Pénélopes*, 12, 2004; mai republicée sur <http://www.socialrights.org/spip/article1003.html> [11 mars 2005].
また、フリーソフトウェアを最初に提唱したGNUプロジェクトについては次のサイトを参照。
<http://www.gnu.org/philosophy/philosophy.ja.html>. なお、情報技術の開発原理であるサイバネティクスは第二次大戦で英国本土をナチスの空襲から防衛する高射砲装置研究に勤しんでいたウイナーによる考え方だが、戦時中の発表当初からこの技術開発に伴う社会的責任について、ミードとベイトソンの男女の文化人類学者が示唆していた。ウイナー自身も人間的価値の尊重を伴うものだといい、米國が情報商品として操作しつづけることに批判的だった。(拙論『市民性開発と情報教育の可能性—高度情報文化社会の形成をめざして』(東京大学大学院学際情報学府修士学位论文)、2003、pp.11-12)